

派遣で働くときの同一労働同一賃金 《チェックリスト》

ねらい

派遣労働者の同一労働同一賃金は、派遣労働者の待遇改善を目指すものです。

派遣会社は、「派遣先均等・均衡方式」（派遣先の通常の労働者と比べて、派遣労働者の待遇を確保）または「労使協定方式」（一定の要件を満たす派遣会社の労使協定により、派遣労働者の待遇を確保）のいずれかにより、派遣労働者の待遇を決めることなっています。

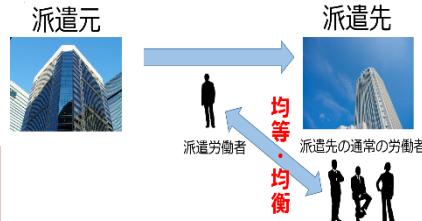


2020年4月から
施行されています

✓ 待遇の決まり方を知っていますか？

「派遣先均等・均衡方式」の場合

派遣労働者と、派遣先の通常の労働者を比べて、不合理な待遇とならないようにすることなどが必要とされています。



✓ 派遣先のどの労働者と比べて、どのような待遇になっているか確認しましょう！

✓ もし待遇差がある場合は、その理由を確認しましょう！
▶ 派遣会社には、待遇の違いの内容とその理由を説明する義務があります。

「労使協定方式」の場合

使用者側である派遣会社と、労働者側である労働組合や過半数代表者との間で、労使協定を締結します。

この労使協定に基づいて、派遣労働者の待遇が決まります。



✓ 労使協定を確認しましょう！

▶ 派遣会社は、労使協定を労働者に周知することが必要とされています。

✓ 基本的な仕組みを理解しましょう！

▶ 一般賃金（世の中の通常の労働者の平均水準）と同額以上にしなければならないという、法律上の要件があります。

▶ 説明動画があります（10分程度）。

✓ 評価方法を確認しましょう！

▶ 「派遣労働者の能力又は経験等を公正に評価して賃金を決定すること」という、法律上の要件があります。

▶ 法律上、適切な評価方法を労使協定に定めることが必要とされています。

ポイント！派遣会社には、派遣労働者の待遇に関する説明義務があります。

派遣労働者の待遇に関して、派遣会社は、派遣労働者の雇入れ時、派遣時のほか、派遣労働者が求めた場合には、説明をする義務があります。

例えば、雇入れ時には、派遣会社は「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を明示することが必要とされています。

また、派遣労働者が求めた場合は、派遣先均等・均衡方式では、待遇の相違の内容や理由、労使協定方式では、労使協定で決められた待遇の決定方法がどのように適用されているかなどを説明することが必要とされています。

知らないこと、聞いていないことがあれば、派遣会社に確認しましょう

より詳しく知りたい方は



派遣労働者の同一労働同一賃金の動画をアップしています

派遣先均等・均衡方式や労使協定方式の内容を10分程度で紹介しています。



派遣労働者の同一労働同一賃金について

制度全般について幅広く紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000594487.pdf>



派遣で働くときに知っておきたいこと

同一労働同一賃金に限らず、派遣で働くときのチェックリストを示しています。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000102913.pdf>



お問い合わせ先

各都道府県労働局（需給調整事業担当）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html

